

保護命令の追加的申立てについてQ & A

～ 接近禁止命令が発令されており、他の保護命令を追加する必要がある場合 ～

千葉地方裁判所民事第4部保全・非訟係

TEL 043-333-5271

Q1 どんなときに申立てができますか。

A1 保護命令は、夫婦関係等の継続中に身体への暴力又は生命・身体に対する脅迫を受けた申立人が、今後、身体的暴力を振るわれて生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに申立てができますが、例えば親族等の接近禁止命令を求める場合、相手方が申立人の実家など社会的に密接な関係にある親族等の住居に押し掛けて暴れるなどその親族等に関して申立人が相手方に会わざるを得なくなる状態を防ぐため必要があると認められるときに、当該親族等に接近しないよう発令されるもので、このような事情がある場合に申立てができることになります。

Q2 どの裁判所に申立てをするのですか(千葉地方裁判所へ申立てができるのは、どのような場合ですか。)

A2 親族等への接近禁止命令、子への接近禁止命令、電話等禁止命令を発令することができるのは、申立人本人への接近禁止命令を審理し、発令した裁判所です。したがって、千葉地方裁判所で申立人本人への接近禁止命令を得た方は、追加的申立てを同裁判所に対して申し立てることになります。

Q3 申立てに当たり、事前に行っておくことはありますか。

A3 今回追加申立てをするに当たり、相手方からの暴力等について、千葉県女性サポートセンター(TEL 043-206-8002)、千葉県男女共同参画センター(TEL 04-7140-8605)などの配偶者暴力相談支援センター又は警察署(生活安全課等)に相談に行ってください(配偶者暴力相談支援センターに指定されていない他の機関では足りません。)

前回接近禁止命令の申立ての際に相談したことで足りず、今回の申立てに当たり、以前受けた暴力・脅迫を受けたこと、現在でも暴力のおそれ大きいこと、そして、今回求める親族等への接近禁止命令などの保護命令が必要であると認められる事情などを前記の機関へ赴いて相談した事実を記載しなければならず、事前に相談をしていないときは、公証人役場において公証人の面前で陳述書の記載が真実であることを宣誓した宣誓供述書を作成の上、これを今回の保護命令の申立書に添付しなければなりません。前記の機関に相談をしておらず、宣誓供述書の添付もないと、申立てをしても保護命令が発令されないこととなりますから、注意してください。

Q4 申立てにはどのような書類等が必要でしょうか。

A4 今回の追加申立ては新たな事件として審理されるため、新たな**申立書2部(正本・副本)**

のほかに次のような書類等が必要です。また、一般的には、申立時に次のような添付書類や証拠資料が必要となります。**添付書類は1部、証拠書類は2部(正本・写し)**提出してください。原則として、千葉地方裁判所管内では、提出された当日に裁判官の面接を受けていただきますので、あらかじめお電話でご連絡の上、申立人本人が書類提出においでください。

なお、期日が指定されたときは、相手方に申立書、主張書面及び書証の写し、宣誓供述書の写し等を送付することになるので、申立人は、**相手方に秘密にしている連絡先(避難先)の記載が送付書類にないかどうか**、十分に確認した上で裁判所に書類を提出してください。

(1) 申立手数料の収入印紙1,000円

郵便切手2,260円(内訳:500円2枚,100円5枚,84円5枚,50円4枚,10円10枚,5円2枚,2円10枚,1円10枚)

(2) 当事者間の関係を証明する資料

ア 法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料(添付書類)

ex. 戸籍謄本,住民票等(当事者双方のものがが必要です。)

イ 申立人と相手方との関係が生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料(証拠書類)

ex. 申立人及び相手方の住民票,生活の本拠における交際時の写真,メール又は手紙,住居における建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し,電気料金・水道料金・電話料金の支払請求書の写しなどを提出してください。

(3) 暴力・脅迫を受けたことを証明する資料(証拠書類)

ex. 診断書,受傷部位の写真,陳述書等

(4) 相手方から今後身体的暴力を振るわれて生命,身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する資料(証拠書類)

ex. 本人や第三者の陳述書等

(5) 前回の保護命令申立書(写し)や保護命令謄本の写し(証拠書類)

(6) 子への接近禁止命令を求める場合に必要な書類として

接近禁止の対象となる子が15歳以上のときは,その子の同意書(証拠書類)

※ 同意書の署名がお子さん本人のものであることが確認できるもの(学校のテストや手紙等)を同時に提示してください。この確認に用いたものは,確認後返還します。

(7) 親族等への接近禁止命令を求める場合に必要な書類として

ア 接近禁止の対象者の同意書(対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は,その法定代理人の同意書)(証拠書類)

※ 同意書は対象者(法定代理人)本人に署名及び登録印鑑を押印してもらい,対象者の印鑑登録証明書を同時に提示してください。同証明書は,確認後返還します。

なお,登録印鑑がない場合は,同意書記載の署名が本人のものであると確認することができる直筆による書類を提示してください。同書類も確認後返還します。

イ 対象者の戸籍謄本,住民票その他申立人との関係を証明する書類(添付書類)

法定代理人による同意書には,これらに加え資格証明書の提出が必要です。(添付書類)

ウ 対象者への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする対象者作成の陳述書など
(証拠書類)

Q 5 申立後の手続の流れはどのようになりますか。

A 5 申立人面接の終了後、通常、1週間後くらいに、相手方の意見聴取のための審尋期日が設けられます。相手方の審尋期日には申立人が出席する必要はありません。裁判所は、相手方の言い分を確認し、証拠に照らして保護命令を発令するかどうかを決めます。

早ければ、相手方の出頭した審尋期日に保護命令が言い渡されますが、事案によっては、再度の申立人面接を行う場合もあります。また、保護命令を発令するかどうかを判断するために数日間を要する場合もあります。

なお、保護命令を発令するかどうかは、双方の言い分を聞いた上で裁判官が判断することになりますので、申立てがされたからといって、必ず発令されるというわけではありません。